

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和6年3月28日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第21号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第1条 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第35号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|------------------------------|---|
| (基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) | (基本方針) 第2条 (略) 2・3 (略) <u>4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第38号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> | <p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p> |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。